

第2号議案

京都伝統文化の森推進協議会「規約」承認の件

京都伝統文化の森推進協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、京都伝統文化の森推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、京都市街地周辺林の森林環境の保全・整備，森林環境教育の推進，木の文化再生と文化的価値の発信，森林資源の有効利用等，自然力・文化力・人間力の再創造により京都に根ざした文化の振興拠点となる京都伝統文化の森づくりを行うため，自主的な活動により，近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所管内に所在する国有林のうち「東山風景林」（101～113林班）（以下，東山風景林とする。）の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は，前条の目的を達成するため，近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）及び京都市と緊密な連携の下に次の事業を行うことができる。

- （1）東山風景林の環境整備・保全に関する事。
- （2）東山風景林の活用に関する事（ソフト対策の実施に関するものに限る。）。
- （3）東山風景林のPR，普及啓発に関する事。
- （4）東山風景林の利用者の安全対策に関する事。
- （5）東山風景林のサポーター（協議会の活動に要する資金，資材又は労力を継続して提供する意思を有する者）の募集・選定及び活用に関する事。
- （6）その他目的の達成に必要な事業に関する事（特定の企業等の商品販売，営業活動に繋がらないものに限る。）。

2 協議会は，前項の事業を行うに当たっては，全体活動計画及び年間活動計画を作成する。

3 協議会は，第1項の事業を行うに当たっては，法令等を遵守し，東山風景林利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

（構 成）

第4条 協議会は，委員をもって組織する。

2 委員は，協議会の目的に賛同し，役員会の審議を経て会長が承認した法人，個人，団体及び地方公共団体等とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 理事 委員の2分の1以内
 - (4) 監事 1名
- 2 会長は、理事の互選とし、副会長は会長が理事の中から指名する。
- 3 理事及び監事は、委員の互選とする。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、近畿中国森林管理局長(京都大阪森林管理事務所長)との連絡、調整にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会の決定に基づき、協議会の業務を執行する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第7条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が総会の議を経て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、協議会の運営に関し、指導助言をするほか、会議に出席し、意見を述べるができる。

(総会)

第8条 協議会の目的を達成するため、会長の招集により、総会を年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画(全体活動計画及び年間活動計画)及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 3 総会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 4 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 総会への出席は、委員が会長の承認を得て代理者を指名した場合には、その出席を認め、議決権を有する。
- 6 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に総会への出席を要請することができる。
- 7 第1項第1号及び第2号は、第4項の規定に基づく決定を経て公表するものとする。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に規定する理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決により委任を受けた事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会の運営に関し必要な事項は、総会が別に定める。

(専門委員会)

第10条 東山風景林に関する文化的価値発信及び森林整備・景観対策の推進を図るため、役員会の下に、「文化的価値発信専門委員会」及び「森林整備・景観対策専門委員会」の2つの専門委員会を置く。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、総会が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に関する経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 協賛金
- (3) サポーターからの資金
- (4) 補助金
- (5) その他第3条の事業実施に伴う収入
- (6) その他

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(立木竹の所有権等の権利)

第13条 協議会は、東山風景林における立木竹等についての所有権その他一切の権利を有しない。

(支援・協力等)

第14条 協議会は、次の掲げる者（以下「支援協力者」という。）に、活動への支援・協力を求めることができる。

- (1) サポーター（協議会の活動の趣旨に賛同し、継続して支援・協力の意思を有する者で、協議会と協定を締結する者）
- (2) 活動協力団体（協議会の活動の趣旨に賛同し、活動への支援・協力の意思を有する市民団体等で、協議会に登録する団体）
- (3) 協賛者（協議会の活動の趣旨に賛同し、支援・協力の意思を有する者で、協議会に対し、資金を提供する者）

2 協議会の活動に対する支援・協力のため、支援協力者が相互に連携する必要があるときは、支援協力者は協議会に届出を行い、連携組織を編成することができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は京都市産業観光局農林振興室林業振興課に置く。

(委 任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、役員会の審議を経て、会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成19年12月26日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の委員は、第4条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 協議会の設立当初の役員は、第5条第2項及び第3項の規程にかかわらず設立総会の定めるところとし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。
- 4 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月26日から平成20年3月31日までとする。